

曾於市議会基本条例に対する パブリックコメントを求めています



お問い合わせ先

議会事務局議事係

☎ 0986-76-8816

FAX 0986-76-8901

E-mail : gikai@city.soo.lg.jp

つきましては、この条例に対するパブリックコメント（市民の意見）を左記の要領で求めています。

募集期間

平成25年7月16日（火）

～ 平成25年8月16日（金）

※当日の消印有効

意見の提出方法

住所、氏名、電話番号をご記入の上、郵便、ファックス、電子メールなど書面で提出してください。

※任意の用紙で結構ですが、住所・氏名・電話番号をご記入ください。

提出先

〒899-8692

曾於市末吉町二之方1980番

地

詳細事項

条例は、曾於市議会事務局で閲覧できます。また、曾於市ホームページからもご覧いただけます。

平成22年12月の本会議で、議会の権能を十分発揮するために言論の府として議員の発言を保障し、活発な議論を推進すること、二元代表制の一翼として行政機関との緊張ある関係を保ちながら、議会の責任を果たし、市民の負託に耐え得る議会を構築していくことを目的として、議会運営等調査特別委員会が設置されました。

以降、委員会を開き、この度、曾於市議会基本条例（案）を策定しました。

成人式の実行委員を募集します

一緒に盛りあげてみませんか？



お問い合わせ先

教育委員会社会教育課・各分室

大隅 ☎ 099-482-5958

末吉 ☎ 0986-76-8814

財部 ☎ 0986-72-0946

曾於市では、来年開催する平成26年曾於市成人式とともに作り上げてくださる実行委員を募集します。

大人への第一歩を迎える成人式と一緒に運営し、盛り上げていきましょう。

お申し込みにつきましては、上記お問い合わせ先もしくは、曾於市ホームページからも受け付けていますので、たくさんのご応募お待ちしております。

平成26年曾於市成人式

開催日 平成26年1月3日（金）

場所 曾於市末吉総合センター（予定）

実行委員対象者

平成25年4月2日から

平成26年4月1日生まれ

申込期限

平成25年8月16日（金）

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を9月12日（木）午後7時から末吉総合センターで開催する予定です。

※成人式の案内につきましては、対象者に10月中旬に郵送いたします。



平成25年成人式実行委員

特別児童扶養手当について



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できません）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき
- ④ 受給者、配偶者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

特別児童扶養手当の額

- 1級（重度障害児）
月額 5万4000円
- 2級（中度障害児）
月額 3万3570円

※この額は児童1人あたりで

す。障害等級表に基づき、1級、2級が決定します。

添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。

④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は審査後、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 8月9日（4月～7月分）
- ② 11月11日（8月～11月分）
- ③ 4月11日（12月～3月分）

各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど

児童扶養手当について



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父母がいても重度の障害がある場合には支給されません。

なお、手当は審査後、認定請求した月の翌月分からの支給となります。

支給該当条件

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が不明である児童
- ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する

日以降、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする父母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父または母に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ④ 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ⑤ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1430円
 一部支給 月額4万1420円
 ～9780円

なお、この児童扶養手当の額は

は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が加算され、3人以上はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の支払日

- ① 8月9日（4月～7月分）
- ② 12月11日（8月～11月分）
- ③ 4月11日（12月～3月分）

各種届出一覧表

現況届	受給者全員が今年8月1日から8月30日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。 ※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届出	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど

特別障害者手当等支給制度

お問い合わせ先

財部支所・福祉課（福祉事務所）
 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 本庁・保健課 福祉係
 ☎ 0986-76-8807
 大隅支所・保健福祉課 福祉係
 ☎ 099-482-5925



【特別障害者手当】

20歳以上であって、政令で定める、程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給するものです。ただし、施設入所者や3ヶ月を超えて入院している方は対象外です。

①重度の障害が重複している方（例えば両上下肢とも機能全廃の場合）

②重度の肢体不自由者で、日常

生活に常時介護が必要な方

③最重度の精神障害や知的障害のため、日常生活に常時介護が必要な方

【障害児福祉手当】

20歳未満であって、政令で定める、程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給するものです。ただし、施設入所者は対象外です。

①身体障害者手帳1級又は2級（一部）程度の障害を有する方

②療育手帳A1程度の障害を有する方

【申請及び認定】

受給資格の審査は、特別障害者手当（又は障害児福祉手当）認定請求書に必要な書類を添えて、曾於市役所の障害福祉担当の窓口へ提出することによって行われます。認定請求書を受理した後、手当の支給要件に該当するか否かについて審査し、認定又は却下の決定を行います。

重度心身障害者(児)医療費助成について

お問い合わせ先

財部支所・福祉課（福祉事務所）
 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 本庁・保健課 福祉係
 ☎ 0986-76-8807
 大隅支所・保健福祉課 福祉係
 ☎ 099-482-5925



【対象者】

- ・身体障害者手帳1級・2級の方
- ・療育手帳A、A1、A2の方
- ・IQ35以下と判定された方及び身体障害者手帳3級で、IQ50以下と判定された方

【登録手続きに必要なもの】

- ・手帳（身体障害者手帳、療育手帳）又は児童相談所の判定書
 - ・健康保険証
 - ・金融機関の預貯金通帳
 - ・印鑑
- ※登録手続き後に受給資格者証及び申請書をお渡しします。

【申請方法】

申請は、月毎及び各医療機関別に、原則として医療機関の証明を受けた申請書を提出してください。申請期間は、医療機関を受診した月の翌月から6か月以内です。

重度心身障害者(児)が、医療機関等で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担額を助成します。

ただし、高額療養費、附加給付金などの健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

また、食事や部屋代・文書料・予防接種代などの保険外診療は助成の対象となりません。



ひとり親医療費助成について



お問い合わせ先

財部 福祉事務所 児童福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

曾於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童は、保険証適用医療費の全額助成を受けることができます。
 なお児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までをいいます。

助成が受けられない場合

- ① 生活保護法による保護を受けているとき
- ② 児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
- ③ 里親に委託されているとき
- ④ 重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができるとき
- ⑤ 受給者、扶養義務者の所得額が一定以上の金額を超えたとき

受給資格者証の更新

受給者の皆さんは、全員、毎年更新のための申請書を提出しなければなりません。

※対象者の方には、8月初めに案内通知を郵送する予定です。

合同金婚式・ひとり金婚式の参加申込みについて



お問い合わせ先

財部支所・福祉課（福祉事務所）
 高齢者福祉係 ☎ 0986-72-0936
 本庁・保健課 福祉係
 ☎ 0986-76-8807
 大隅支所・保健福祉課 福祉係
 ☎ 099-482-5925



昨年の金婚式の様子

市では、結婚50周年を迎えられた方々を対象に、合同金婚式とひとり金婚式を先のとおり開催します。

開催日

10月9日（水）午前10時

場所

曾於市末吉総合センター

対象者

- ・昭和38年に結婚され、今年50年を迎えられたご夫婦、その間、不幸にして配偶者に先立たれた方
- ・結婚50年が経過して、今までに参加されていない方

自治会で参加申込書の回覧をお願いしてあります。ご確認の上、お申し込みください。

また、大隅・財部にお住まいで、会場までの送迎をご希望の方は、送迎バスも運行予定です。事前にご予約ください。

金婚式では祝詞や記念品等の贈呈があり、式典終了後はアトラクションも企画しています。ご家族・ご親戚等の出席は自由になれますので、たくさんの方々のご出席をお待ちしています。

日	月	火	水	木	金	土
				8/1 親子	2	3
4	5	6 ひろば	7 講座	8 講座	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20 ひろば	21 ひろば	22 親子	23	24
25	26	27 ひろば	28 ひろば	29 親子	30	31

子育てふれあいひろば

7日は財部保健福祉センターで育児講座を開催します。
8日は生きいき健康センターで育児講座を開催します。

お問い合わせ先



曾於市子育て支援センター
☎ 0986-76-6565 (直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放

午前10時～午後3時(月曜日～金曜日)

育児相談

午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分

●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分

●会場：大隅弥五郎伝説の里

●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分

●会場：大隅弥五郎伝説の里

●会場：生きいき健康センター

8月7日(水)は、財部保健福祉センターで、ベビーピクスを開催します。講師は田鍋いずみ先生(OKJインストラクター)です。動きやすい服装で、バスタオル、飲み物などご持参ください。

8月8日(木)は、生きいき健康センターで、歯科衛生士が歯に関する相談を受けます。お気軽にご相談ください。

8月22日(木)は、生きいき健康センターで、身長、体重の測定を行います。保健師による健康相談もあります。母子手帳をご持参ください。

第3子出産祝金について

第3子以降に10万円の祝金を支給



お問い合わせ先

財部(福祉事務所) ☎ 0986-72-0936
末吉(保健課) ☎ 0986-76-8807
大隅(保健福祉課) ☎ 099-482-5925



本庁



大隅支所



財部支所

曾於市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

受給資格
曾於市の住民で出産後3か月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書
本庁・各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。
なお、申請してから支給までは約3か月間かかります。

※写真は、6月17日に本庁・各支所で行われた支給式

日本語練習会ボランティア養成講座

外国人の住民のための日本語講座（練習会）の講師になってみませんか？



お問い合わせ先

企画課 男女共同参画係

☎ 0986-76-8802

都城広域定住自立圏の3市1町（曾於市、志布志市、都城市、三股町）には、およそ一〇〇人の外国人が住んでいます。この中には、日本語でコミュニケーションを取りたい、日本語をもっと練習したいと考えている方がいます。

都城広域定住自立圏では、このような外国人に日本語を指導するボランティア養成講座を開催します。

日時

平成25年9月10日（火）

） 12月17日（火）

毎週火曜日（全15回）

午後2時から3時半まで

会場 末吉総合センター

対象

外国人に日本語を指導すること
に意欲のある方

参加料 無料

定員 10名

（申込多数の場合、選考あり）

申込期限

平成25年8月23日（金）

申込方法 所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、企画課まで提出してください。（FAX可。申込用紙は、本庁企画課にあります）

講座修了後は、外国人の住民を対象とする「日本語講座（練習会）」でボランティアの講師として指導をお願いします。

※この募集は、都城広域定住自立圏の3市1町で行っています。なお、来年度は、同様の講座を都市市・三股町の会場で開催します。

（申込多数の場合、選考あり）

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
8月8日（木） （予約受付8月1日～）	午前10時～ 午後3時	本庁（末吉） 1階会議室
9月12日（木） （予約受付9月5日～）		

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

予約のない方の相談はできませんので、ご了承ください。

国民年金のはなし



お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934

○平成24年度国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は毎月の保険料を翌月末日までに納めて頂くことになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が少なくなり、場合によっては年金が受けられなくなります。また万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

保険料の納入は、便利な口座振替やクレジット払いもできます。ご希望の方は市役所国民年金係か鹿屋年金事務所へご相談ください。

○学生納付特例の手続きはお済みですか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳未満までの方が加入することになっており、学生であっても加入して保険料を納めることとなります。学生の方は所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な場合が多いため、在学中の保険料を納付猶予する「学生納付特例制度」があります。

平成25年度の手続きがお済みでない方は、手続きをしてください。

手続き先

市役所国民年金係・鹿屋年金事務所

必要なもの

認印・学生証または在学証明書

税チャンネル (納税があなたを支えます!)

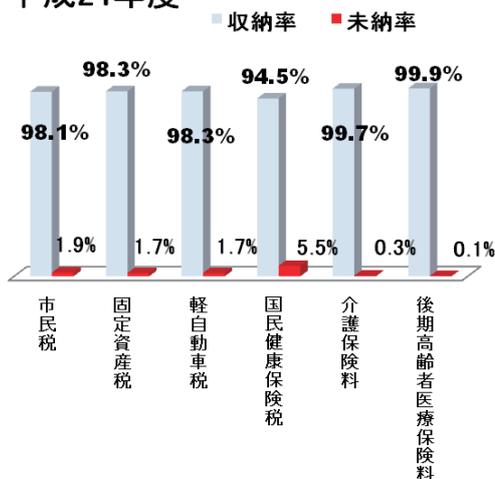
税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
23年度 収納率	98.3%	97.9%	98.0%	93.6%	99.4%	99.6%
24年度 収納率	98.1%	98.3%	98.3%	94.5%	99.7%	99.9%
年度 対比	-0.2%	0.4%	0.3%	0.9%	0.3%	0.3%



お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課税務係
 末吉 ☎ 0986-76-8804
 大隅 ☎ 099-482-5922
 財部 ☎ 0986-72-0932

平成24年度



『滞納について』

税金を納期限までに全額納付されないことを「滞納」といいます。曾於市では、ほとんどの方に納期限内に納付いただいています。残念ながら、中には滞納となる人もいます。納期限内に納付がないと、納期限後翌日から納付した人との公平を保つため「延滞金」が加算され、20日以内に督促状を送付し、督促後も納付がない場合、催告書を送付することになります。それでも納付がない場合は、やむを得ずその人の財産(給与・預貯金・不動産・生命保険等)を差押えることとなります。

『固定資産税の災害減免について』

市税は市民みんなの財産です。有効に使うためにも必ず納期限までにお納めください。納期限内に、どうしても納められない場合は、早めに市役所税務課にて納税相談を行ってください。※税法では、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは滞納者の財産を差し押さなければならぬ」となっています。

地震による家屋の倒壊及び火災による住宅・倉庫等の消失や、台風・ゲリラ豪雨等により田畑の流失等の被害を受けた方については、被害の程度により固定資産税の減免措置の制度があります。それらに該当されると思われる方は、市役所税務課へ届け出てください。届け出のあった件につきましては、現地調査の上、納期の来していない税額で減免の調整を行います。

今月(8月)の納期について

- 市県民税 2期
- 国民健康保険税 3期
- 介護保険料 3期
- 後期高齢者医療保険料 3期

※口座振替をされている方は、9月2日に振替えますので残高のご確認をお願いします。

ます。また、次に該当する場合は税務課への届け出が必要となります。○住宅を新築した場合 ○地目を変更した場合 ○住宅等を取り壊した場合

曾於市職員採用試験のお知らせ

平成 25 年度曾於市職員採用試験を実施します。



お問い合わせ先

曾於市役所総務課秘書人事係

☎ 0986-76-1111

(内線 1215 1216)



平成 25 年度曾於市職員採用試験を実施します。
試験の概略については、左記のとおりです。

一次試験日
平成 25 年 9 月 22 日 (日)

試験会場
末吉総合体育館

採用職種及び募集人数

一般事務	若干名
農業技術	1 名
保健師	1 名
管理栄養士	1 名

受験資格

一般事務
昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、高校以上を卒業または平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者

農業技術

昭和 53 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者で、高校以上を卒業し、かつ農業技術職員としての知識・技能を有している者

保健師

昭和 58 年 4 月 2 日以降に生ま

れた者で、保健師の資格を取得している者または平成 26 年 3 月までに取得見込みの者

管理栄養士

昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、管理栄養士の資格を取得している者または平成 26 年 3 月までに取得見込みの者

試験案内・受験申込書の請求先 直接請求

曾於市役所本庁総務課または、大隅・財部支所の地域振興課の窓口を起こしてください。
(土・日曜日及び祝日を除く)

郵送での請求

郵便で請求する際には、120 円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒 (A4 判がそのまま入るもの) を同封の上、外封筒に「受験申込書請求」と書きし、本庁総務課秘書人事係へ送付してください。

申込方法

申込書を持参する場合

受験申込書に必要な事項を記入し、本庁総務課秘書人事係へ提出してください。

申込書を郵送する場合

受験申込書に必要な事項を記

入し、封筒に「受験申込書在中」と書きし、本庁総務課秘書人事係へ郵送してください。

募集受付期間

平成 25 年 7 月 29 日 (月) から
8 月 23 日 (金)

※受験手続や試験内容等の詳細については、曾於市職員採用試験案内をご覧ください。曾於市のホームページからもご覧いただけます。

送付先

〒 899 - 8692

曾於市末吉町二之方

1980 番地

曾於市役所総務課秘書人事係

曾於市ホームページ

<http://www.city.soo.kagoshima.jp/>

8月11日～18日の曾於市クリーンセンター業務日

日	11	12	13	14	15	16	17	18
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日
業務	休業	通常業務			休業	通常業務		

※月曜日から土曜日までの搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。

◎8月18日（第3日曜日）は、ごみの搬入ができません。搬入時間は午前9時から午後4時までです。

曾於市クリーンセンターからのお知らせ

8月15日（木）は、休業日のため、ごみの搬入はできません。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ先
各環境係

末吉 ☎ 0986-76-8805
大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934
曾於市クリーンセンター
☎ 0986-76-6766



かごしま宝探し大冒険の旅2
賞金総額 100 万円！！



お問い合わせ先

観光かごしま大キャンペーン推進協議会

☎ 099-286-3008

<http://www.kagoshima-kankou.com/>



無料（どなたでも参加できます）

参加費

※ホームページ（鹿児島県観光サイト）からも入手できます。

※ホームページ（鹿児島県観光サイト）からも入手できます。

など

所、大隅地域の道の駅・物産館

鹿児島中央駅、県内の観光案内

「宝の地図」の配布場所

実施中（9月30日（月）

実施期間

加をお待ちしています！

円）が当たります。皆さまの参

加を待ちしています！

ご寄附がありました
（6月受付分）

●曾於市思いやりふるさと寄附金
（ふるさと納税）

6月受付分はありませんでした。
この寄附制度は、平成20年度に始まり、平成25年6月末時点で、

195件

1838万2965円

となっております。寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいています。

●山中貞則顕彰記念事業寄附金

3件 22万円

この寄附金は、末吉町深川の故山中貞則先生の自宅を購入し、顕彰記念館として管理運営していく経費に活用させていただいています。平成22年度に始まり、平成25年6月末時点で、

323件

2億3200万7827円

となっております。寄附金目標額は、5億円です。

＊市では、ご厚意に深く感謝申し上げます。いただきましました貴重な浄財を、有効に活用させていただきます。



住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を実施しております。**住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。**

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
 大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
 財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	(基本の祝金等) 1. 市内業者による新築 商品券 10 万円分+現金 10 万円=計 20 万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2 万 5 千円分+現金 2 万 5 千円=計 5 万円分 (転入者加算) 5. 上記 1～4 の対象者で、転入して 1 年以内の方に対して、商品券 5 万円分+現金 5 万円=計 10 万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後 3 年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点 (対象外等)	1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後 1 年以内に申請してください。 3. 転入日以後 1 年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が 10 年以上見込まれるものです。



左は 6 月 19 日に行われた住宅取得祝金等交付式の写真

住宅の建築やお買い物は
 市内のお店で！
 みんなの力で、
 ますます住みよいまちに！